

## 新潟市博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「国規則」という。）及び博物館の登録等に関する規則（平成27年教育委員会規則第5号。以下「市規則」という。）の規定に基づき、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(博物館の登録)

第2条 博物館を設置しようとする者は、市規則第3条の規定により、下記に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 博物館登録申請書（市規則別記様式第2号）

(2) 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し

(3) 博物館の設置者に係る書類

ア 地方公共団体又は地方独立行政法人が設置する博物館の場合

①地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例

②地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書

イ ア以外の法人が設置する博物館の場合（国及び独立行政法人を除く。）

①法人の登記事項証明書

②博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等

③博物館を設置する法人において、民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類

④博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

- ⑤博物館を設置する法人及びその役員等が暴力団又は暴力団員に該当せず、及び暴力団及び暴力団員との関係がないこと等を宣誓する書類
- (4) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る書類
- ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類及び当該方針の公表方法を示す資料
  - イ 博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類
  - ウ 博物館資料の目録
  - エ 展示、調査研究、学習機会の提供及び教育活動に関する申請年度の事業計画又は実績を示す書類
  - オ 申請年度の収支計画又は実績を示す書類
- (5) 学芸員その他の職員の配置に係る書類
- ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す資料
  - イ 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
  - ウ その他の職員の名簿及び職務分担内容を示す書類
  - エ 組織図、業務分掌及び職員名簿
  - オ 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類
- (6) 施設及び設備に係る書類
- ア 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面並びに設備を示す書類
  - イ 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態（自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類
  - ウ 博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等当該借用の条件等を証明する書類
  - エ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
  - オ 利用者の安全及び利便性の確保のための配慮の観点から対応している事項を示

す書類

カ 多様な利用者に対する安全及び円滑に利用するための配慮の観点から対応している事項を示す書類

キ 施設の概要及びパンフレット等

(7) その他、審査に必要と認める書類

(定期報告)

第3条 法第16条の規定による定期報告は、別記様式第1号により、毎年6月末までに行うものとする。

(博物館に相当する施設の指定)

第4条 法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定を受けようとする者は、下記に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 指定申請書 (別記様式第2号)

(2) 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの

2 その他の提出書類は、第2条第3号から第7号の規定を準用する。この場合において、第2条各項中「博物館資料」とあるのは「資料」と、「博物館」とあるのは「指定施設」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

定期報告書

年 月 日

（あて先）新潟市教育委員会

報告者（設置者）

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 施設名
- 2 報告対象事業年度 年度
- 3 報告事項

項目	記入欄
(1) 博物館の設置者の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
(2) 博物館の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
(3) 学芸員の人数	人
(4) 年間の開館日数	日
(5) 博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無	有 ・ 無
(6) 活動実績 ※事業実績報告書や年報等を添付すること	

備考

- 1 (1)・(2)・(5)欄は、該当するものを○で囲むこと。登録事項に変更がある場合は、博物館登録事項等変更届出書（規則別記様式第3号）により届け出ること。
- 2 (3)欄は、報告対象事業年度（報告の日が属する事業年度の前事業年度をいう。）の末日現在の人数とする。
- 3 (4)欄は、報告対象事業年度における日数とする。

別記様式第2号（第4条関係）

博物館相当施設指定申請書

年 月 日

（あて先）新潟市教育委員会

申請者

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

博物館法の規定により、下記施設を博物館に相当するとして指定されるよう別添関係書類を添えて申請します。

記

設 置 者	
代表者の氏名	
設 立 年 月 日	
施 設 名	
施 設 所 在 地	